

## 委託契約における最低制限価格制度の対象業務を拡大します。

横浜市では、委託契約の一部の種目を対象に、適正な契約の履行を確保することを目的として『最低制限価格制度』を導入しています。

今後、より適正な競争環境を整備し、適正な契約の履行を確保するため、次のとおり対象業務（種目）を拡大します。

### ● 変更内容

項目	現行	改正	実施期日
対象契約	競争入札に付す契約 <b>(特定調達契約を除く)</b>	変更なし	<b>平成27年4月1日</b> <small>(同日以降に行われた公告 その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用)</small>
対象業務 (種目)	建物管理 警備 施設運転管理・保守 廃棄物処理 消防設備保守 道路・公園清掃 公園緑地等管理  建築設計（監理を含む。） 設備設計 土木設計 造園設計	建物管理 警備 施設運転管理・保守 廃棄物処理 消防設備保守 道路・公園清掃 公園緑地等管理 <b>浄化槽・貯水槽清掃業務            検査・測定業務</b> 建築設計（監理を含む。） 設備設計 土木設計 造園設計	
算出方法	予定価格に <b>10分の7.5</b> を乗じて得た額	変更なし	

### 「最低制限価格制度」とは

競争入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者としませんが、契約の内容に適合した履行を確保するため、例外として最低の価格を提示したものを以外を落札者とする制度で、あらかじめ最低制限価格を設定した契約では、この金額を下回る金額で入札を行ったものを失格とします。

#### 【計算例】

予定価格（税抜）： 1,000,010円 の場合

最低制限価格：  
 予定価格（税抜）  
 の75%

入札額（税抜）： 750,008円・・・**落札！※**

入札額（税抜）： 750,007円・・・**失格！**

※入札条件等に適合せず落札者にならない場合もあります。